

## 鴨川市地域協働推進事業支援業務 仕様書（案）

## 1 適用範囲

本仕様書は、鴨川市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が業務委託する「鴨川市地域協働推進事業支援業務」に適用するものとする。

## 2 業務目的

「鴨川市地域公共交通網形成計画」に基づき、本年度協議会が公共交通の利用促進と周知を図るために行う地域協働推進事業の実施支援を行うことを目的とする。

## 3 業務委託期間

契約の日から平成 28 年 3 月 25 日までとする。

## 4 業務内容

## (1) 鴨川市公共交通マップの作成及び配布

市内で運行する、鉄道、高速・急行・路線バス、タクシー及びコミュニティバスなどの公共交通サービスの内容を網羅的に掲載した公共交通マップを作成し、市内全世帯、転入者及び希望者へ配布するため、受託者については、下記のことについて担当する。

- ① 鴨川市地域公共交通総合計画策定調査業務において調査した公共交通に関する現況に基づき、調査以降に新たに行われた運行見直し並びに改正等の把握、調査を行う。
- ② 公共施設、観光施設などの市内主要施設、またその他公共交通マップに掲載する内容について、情報収集及び整理を行う。
- ③ ①、②において収集、整理した情報を活用し、鴨川市地域公共交通マップの作成をする。

## (2) 公共交通の乗り方教室の開催

高齢者を対象にして、公共交通サービスの初回利用に当たっての心理的ハードルを下げ、公共交通機関の継続的な利用を促すことを目的に公共交通の乗り方教室を開催することとし、開催にあたり、受託者については、下記のことについて担当する。

- ① 参加者自身による公共交通機関の具体的な利用方法の検討や公共交通利用モデルの作成など、公共交通の乗り方教室の詳細な内容及び実施方法を検討する。
- ② ①を実施するにあたっての運営並びに参加者に対する説明及び説明に係る資料の作成をする。

## (3) モビリティ・マネジメントの実施

公共交通の乗り方教室の参加者を対象に、過度な自動車利用から公共交通機関、徒歩等多様な交通手段を利用することへの行動変容を促す機会として、モビリティ・マネジメントを実施するにあたり、受託者においては下記のことについて担当する。

- ① 鴨川市の公共交通の現状、交通安全上の注意点や自動運転免許書返納者を対象とした優遇制度の情報を提供するなど、モビリティ・マネジメントの実施内容、方法を検討する。
- ② ①を実施するにあたっての運営並びに参加者に対する説明及び説明に係る資料の作成をする。

- ③ 鴨川市公共交通マップ（素案）を活用し、参加者自身の公共交通利用モデルプランの作成を促し、取りまとめた意見、提案を公共交通マップの作成へと活用すること。

## 5 成果品

- ①業務報告書 A4版2部
- ②公共交通マップ 20,000部（カラー印刷・A2版以上、両面印刷）
- ③公共交通時刻表 20,000部（白黒印刷・A4版以上、両面印刷）
- ④電子データ 一式(公共交通マップ・公共交通時刻表・業務報告書)
- ⑤その他関連資料

※電子データについて、納品後に掲載情報の改正等があった場合、事務局において修正が可能となるよう、②は Adobe Illustrator 又は MicrosoftOffice、③は MicrosoftOffice 等のデータで納品すること。

## 6 その他

- ・本業務を実施する上で必要な資料は、協議会又はその構成員が本業務の受託事業者に貸与するものとする。この場合、受託事業者は、貸与を受けた資料のリストを作成の上、協議会の事務局（鴨川市企画政策課）に提出し、業務完了とともに返納することとする。
- ・受託事業者は、本業務上で知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。特に、個人情報については、データの秘密保持のため万全の管理を行うこととする。
- ・本業務における成果品（成果品に係る権利を含む）は、すべて協議会及びその構成員に帰属するものとし、受託事業者は、協議会の許可なくこれを使用し、又は流用してはならない。
- ・本業務に関する打合せは、原則として協議会の事務局が指定する場所において行うこととする。
- ・本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方の協議により決定することとする。